

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。
 盛暑の候、猛暑が続いておりますが熱中症など体調管理にはお気を付けてお過ごしください。
 今回は、「相続時精算課税に係る基礎控除の創設」についてご紹介いたします。

相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択（※1参照）した受贈者が、特定贈与者（※2参照）から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年贈与の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額 110万円**が控除されます。

※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。

なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

※2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
 （法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円 基礎控除後の課税価格 3,190万円 3,190万円 ↓【改正後】 基礎控除：110万円	20%課税 → 納付税額 138万円 特別控除 2,500万円	相続財産 1,500万円 ↓【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円 4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） ・納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	0円
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特別税率による算出額）	納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の**提出期間内**に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますのでお気を付けください。

出典：国税庁「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」より

詳しいことをお聞きになりたい際は、
 お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。

TEL：092-726-2350